表1 届出の対象となる誘導施設と誘導区域

※ ○印:届出必要 ×印:届出不要

			/•`				
大分類	小分類	都市機能	都市機能誘導区域内				
		誘導区域	中心拠点	地域拠点	生活拠点	生活拠点	
		外	(小城町)	(牛津町)	(三日月町)	(芦刈町)	
医療施設	病院	0	×	0	0	0	
	診療所 (※1 小児科)	0	×	×	×	×	
福祉施設	高齢者福祉施設 【通所型】	×	×	×	×	×	
	高齢者福祉施設 【入所型】	×	×	×	×	×	
	高齢者福祉施設 【訪問型】	×	×	×	×	×	
子育て支 援施設	児童館・児童センター	0	0	0	×	0	
教育文化施設	高等学校	0	×	×	0	0	
	大学	0	×	0	0	0	
商業施設	スーパー	0	×	×	×	×	
	ドラックストア	×	×	×	×	×	
	コンビニエンスストア	×	×	×	×	×	
金融施設	銀行・信用組合 等	0	×	×	×	0	